

## 【だいたうPay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定】

### 1. 適用範囲

- (1) 本規定は、当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人等の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）についてだいたうキャッシュカード規定にもとづいて発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提示して、後記3. (1)の預金口座振替契約の締結を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）について適用するものとします。
- (2) 本サービスが利用できるカードは、普通預金（総合口座を含みます）について発行した「だいたうキャッシュカード」および「だいたうIC キャッシュカード」とします。

※貯蓄預金について発行した「だいたうキャッシュカード」および「だいたうIC キャッシュカード」並びにカードローンについて発行した「だいたうローンカード」および「だいたうICローンカード」は、本サービスを利用できません。
- (3) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。なお、代理人カードは、本サービスを利用できません。

### 2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを収納機関または取扱窓口（以下「収納機関等」といいます。）に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証と必要項目を第三者（収納機関等の従業員を含みます。）に見られないように注意し、自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 収納機関等において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
  - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って端末機に入力した場合
  - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
  - ③ 当行所定の届出が提出され、カードが利用できない状態にある場合
  - ④ 本規定に反して利用された場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができないと定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスご利用の際は、収納機関等の端末機から出力された「口座振替契約受付確認書」により、申込内容をご確認ください。

### 3. 預金口座振替契約等

(1) 前記2. (1)により暗証の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとします。ただし、暗証の入力後、端末機に預金口座振替契約の受付確認を表す電文が表示されないときは、預金口座振替契約は成立しなかったものとします。

当行が預金口座振替契約について成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。

(2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替契約を解除できるものとします。

(3) 振替日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において、請求書記載金額が当該口座から払戻すことのできる金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

(4) 振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

(5) 収納機関の都合で収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号等で引続き取扱うものとします。

(6) この契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。

### 4. 本サービスの機能を停止する場合

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。なお、本サービスの利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前記3. (6)によらない限りその終了・解除はなされません。

### 5. 免責事項

(1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
- ② 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③ 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関等との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

## 6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、だいたうキャッシュカード規定、各種預金規定等により取扱います。

## 7. 規定の変更

この規定の各条項は、金融情勢等の変化や、その他相当の事由があると認められる場合には、予め変更の内容を店頭表示等の方法で公表することにより、変更規定が発効するものとします。

以上